

港区生涯学習推進計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）令和5年度改定版（素案）【概要】

改定のポイント

- 次代を担う子どもたちが、子どものときから主体的・持続的に学べる機会を提供します。
- 年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての人のウェルビーイング*を実現するため、ともに学び支えあう生涯学習の取組を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に発展したICT環境を踏まえ、誰もが、いつでも、どこでも気軽に学べる環境を拡充します。

第1章 計画の改定に当たって（P5～10）

1 計画の概要

区民の学びの意欲に応え、学習の成果を生かせるよう自主的な学習を支援するため、今後の生涯学習施策の基本的な方向性と具体的な取組を示した計画です。

2 めざすべき姿

みんなと学びをつなぐまち

3 改定の方向性

- (1) 多様な年代、ライフスタイルに応じた学びの機会を提供します。
- (2) 生涯学習施設の充実及び区有施設、地域の団体や民間企業等と連携し、学びの機会を提供します。
- (3) 学びの成果を地域に生かすためのきっかけや仕組みをつくり、参画・協働へとつなげます。

第2章 港区の生涯学習に関する現状と課題（P11～29）

1 改定に当たって踏まえるべき背景

(1) 社会情勢の変化

- 新型コロナウイルス感染症の影響
- 総合的な子ども政策の推進
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

(2) 国や東京都の状況

- 共生社会の実現
- 社会変化や課題を踏まえた新しい時代の生涯学習・社会教育のあり方
- 全ての人のウェルビーイングを実現する、ともに学び支えあう生涯学習・社会教育
- 第4期教育振興基本計画の策定
- 「未来の東京」戦略 version up 2023 の策定

2 港区の生涯学習に関する現状と課題

(1) 現状（港区生涯学習推進計画前期の取組状況）

- ① 生涯学習事業のオンライン配信の推進
- ② 生涯学習情報の発信強化
- ③ 地域学校協働活動の推進
- ④ 誰でも学べる機会の提供
- ⑤ 生涯学習施設の環境の整備
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響

(2) 港区生涯学習推進計画の改定に向けたアンケート調査結果

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大の前後で、高齢者を中心に参集や対面で行う趣味や学習が減った一方、59歳以下では、WEBやオンラインで行う趣味や学習が増えたといった年齢層によって異なる生涯学習の内容の変化が見られました。
- ② オンライン学習をすでに利用している人が5割、利用したいができない人が2割と、オンライン学習に関心がある人の割合は7割以上ですが、高齢になるにつれて、利用したいができない人の割合が高くなる傾向にあります。
- ③ 個人利用が中心の図書館、スポーツセンター・運動場に比べ、生涯学習施設を知らない人が多い一方、生涯学習を行ってみたい主な場所として、6割以上が生涯学習施設等の公共施設をあげています。
- ④ 生涯学習で身につけた知識・技能や経験を自分以外のために生かすために、「同じ分野に興味のある人々との交流」や「知識・技能や経験をいかす人と活動の場を結ぶ機能や仕組みの充実」等が求められています。

(3) 港区の生涯学習に関する課題

- ① 人生100年時代の到来やICTの普及等の社会変化など、生涯学習を取り巻く環境の変化等を踏まえて、年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが自らの意思で学べる環境の充実を図ることが必要です。
- ② アンケート調査結果から、個人利用中心の図書館やスポーツセンターを利用している人は多いが、登録団体向けの生涯学習施設を利用している人は少なく、知らない人も多いことがわかりました。
- ③ 必要な情報を確実に届ける仕組みづくりや、団体活動への支援、相談機能の拡充のほか、子どもにとって身近な場所で、気軽に学べる環境を整備することは、生涯にわたって学び続けることを意識づけるために重要です。
- ④ 生涯学習施設の活用促進のために、施設の機能の充実、情報収集や発信及び相談機能の強化を図ることが重要です。
- ⑤ 学びの成果を地域に生かす仕組みづくり等を推進するため、教えたい人と学びたい人をつなぐ学びのマッチングや、学んだ成果を広く社会に還元する学びのサイクルを拡充する必要があります。

第3章 生涯学習の推進（P31～67）（新規・拡充・重点のうち、主な取組を記載）

基本目標1 多様な年代、ライフスタイルに応じた学びの機会の提供

施策(1) いつでも、誰でも参加できる学習環境の提供

- 誰もが学べる機会の提供
- 重点** ● 生涯学習事業のオンライン配信の推進

施策(2) ライフスタイルに応じた学びの機会の充実

- 拡充** ● 放課GO→・放課GO→クラブの実施

施策(3) 多様な学習資源を生かした学びの場の拡大

施策(4) 子どものときから主体的・持続的に学べる機会の提供

- 拡充** ● トレジャー☆スクール～芝体験学習～における体験学習機会の創出
- 新規** ● 探究型学習発表会の実施（令和5年度から実施）

基本目標2 生涯学習施設の充実及び区有施設、地域団体や民間企業等との連携による、学びの機会の提供

施策(1) 生涯学習施設機能の充実

- 重点** ● 生涯学習情報の提供及び強化
- 生涯学習施設の学習環境の充実と機能の整備

施策(2) 区有施設における多様な学びの場の提供

- 新規** ● みなと芸術センター整備に向けたプレ事業
- 拡充** ● 図書館における学びの場の提供

施策(3) 様々な主体との連携

- 港ユネスコ協会及び港区スポーツふれあい文化健康財団の支援
- 拡充** ● 青少年対策地区委員会の活動支援
- 各総合支所による関係機関との連携

基本目標3 学びの成果を地域に生かすためのきっかけや仕組みづくり及び参画・協働の推進

施策(1) 学びの成果を生かす機会の提供

- 拡充** ● 生涯学習講座提供事業（まなび屋）の充実
- フェスティバルーん（社会教育関係団体の活動成果の発表）

施策(2) 学びを地域へつなげていくための仕組みづくり

- 学びの循環事業「まなマルシェ」
- 新規** ● 麻布地域の魅力伝承事業

施策(3) 学びの活動における参画・協働の推進

- 重点** ● 地域学校協働活動の推進
- 青少年の健全育成のための支援

新規：新たに取り組むもの

拡充：内容を充実するもの

重点：取組目標と成果指標を明示し、年次計画を設け重点的に取り組むべきもの

第4章 計画の推進（P69～75）

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の推進管理

*ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。